監理技術者資格者証 交付申請書 「作成の手引き」

【書換申請者用】

この「作成の手引き」は、資格者証について、資格者証に記載されている氏名・ 住所・所属建設業者(商号又は許可番号)のいずれかを変更し、かつ、新たに 変更内容が反映された資格者証の交付申請を行う場合のためのものです。

※新たな資格者証の発行をせずに、資格者証に記載されている氏名・住所・所属建設業者(商号又は許可番号)のいずれかの変更のみを希望される場合は、「資格者証変更届出書類」(水色)を入手のうえ、変更届出書を提出してください。

変更届出は備考欄に貼付する変更シールを発行します。手数料は無料(変更シールの郵送料が必要)です。

- ※同時に資格・業種の追加を行うことはできません。資格・業種を追加する場合は、「追加申請」です。
- ※資格者証の有効期限が6ヶ月を切っている場合は、「更新申請」です。

新たに交付される資格者証の有効期間は、交付日から5年間です。

※有効期限がある大臣認定資格の保有者の方は、交付日から 5 年間にならない場合があります。 詳しくは、本部までお問い合わせください。

【監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係について】

専任の監理技術者は、当センターから資格者証の交付を受け、かつ、登録講習実施機関において監理技術者講習(以下「講習」という。)を受講していることが必要です。

資格者証と講習の有効期間は、それぞれに定まるものであり、双方が有効である期間の範囲内でのみ監理技術者として建設現場に専任することができます。(資格者証の有効期間は表面に記載された日付まで、講習は修了年月日から5年後の12月31日まで)

なお、資格者証の交付申請は、講習の受講前においても可能です。

資格者証を先に取得された方は、講習受講後に配られる講習修了履歴ラベル(シール)を、資格者証に貼付ください。

講習を先に受講された方は、修了番号等の交付申請書への記入をもって講習修了履歴を印字した資格者証が交付されます。

【個人情報の取扱いについて】

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令及び当財団の個人情報保護基本方針に則り、取り扱います。

詳細については、当センターの HP「個人情報の取り扱い」(https://www.cezaidan.or.jp/managing/policy/index.html)を、ご覧ください。



-1 — 23.7

書換申請の提出書類一覧

「書換申請」は、交付から5年間有効な新たな資格者証を交付するため、変更箇所に限らず交付に必要なすべての書類を提出してください。

【提出対象条件】

- ◎ (1)、(5)、(6)、(7)、(10)は、すべての方が対象です。
- (2) 、(3) は、建設業者に所属している方が対象です。
- ◎ (4)、(8)、(9)は、各条件に該当する方が対象です。
- ◎住民票の提出については、住民基本台帳ネットワークの確認により代替していますが、確認できない場合は、改めて書類を提出いただく場合があります。
- ◎ 旧姓併記については、住民票(住民基本台帳ネットワーク)による確認に変わりましたので、併記を希望される方は住民票に登録したうえで申請してください。

既に旧姓を併記され、引き続き併記を希望する場合であっても、住民票への登録がない場合 は、旧姓併記することはできませんのでご注意ください。

(1) 資格者証交付申請書(写真1枚を申請書の1枚目に貼付)

- ◆同封の複写式の交付申請書を使用し、次ページの記入例に従い交付申請書を作成してください。 ※3 枚複写のうち、支部への窓口申請の場合は3枚全てを提出、郵送申請の場合は上2枚を提出してください。(3枚目は申請者保管)
- (2)建設業許可の通知書のコピー、又は建設業許可証明書のコピー
- ◆建設業許可を更新中の場合は、建設業許可の通知書(有効期間満了)のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
- ①許可行政庁の受付印のある許可申請書(控)のコピー
- ◆建設業許可を取得後に「社名変更」を行った場合は、建設業許可の通知書(旧社名)のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
- ②許可行政庁の受付印のある変更届出書のコピー
- (3)建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類
- ◆次の(1)、(2)、(3)、(4)のいずれかの書類が必要です。(別紙1参照)
- ①所属建設業者名の記載のある健康保険被保険者証のコピー
- ②所属建設業者名の記載のない健康保険被保険者証のコピーと保険者発行の「被保険者である証明書」のコピー
- ※国民健康保険組合の被保険者証で健康保険の適用除外承認を受けている場合は、「被保険者である証明書」のコピーに代えて、「健康保険被保険者適用除外承認証(又は年金事務所の印がある健康保険被保険者適用除外承認申請書)」のコピーでも可。
- ③住民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)のコピー
- ④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(又は資格取得確認)のコピー
- (4) 監理技術者資格者証 (原本) (窓口申請のみ必要で、郵送申請の場合は不要)
- (5) 監理技術者資格者証の表・裏のコピー
- (6) 交付等手数料払込受付証明書を貼った振替払込受付証明書提出用台紙 【機械振込不可】
- ※同封の振込用紙により郵便局等の金融機関の窓口で払い込み、同封の振替払込受付証明書提出用台紙に貼ってください。 ※交付等手数料は、7,600円(非課税)です。
- (7) 資格者証送付用封筒 (同封の「簡易書留」と書かれた長3封筒)
- ※簡易書留郵便でお届けします。

申請者の氏名及び住所(または勤務先など、資格者証を確実に受け取れる送付先)を記入してください。

- (8) 「監理技術者講習修了履歴ラベル」の拡大コピー、又は「監理技術者講習受講証明書」のコピー ※交付申請書に監理技術者講習修了履歴を記入し、その講習の修了から2か月を経過していない方が対象です。
- (9) 戸籍謄本のコピー、又は戸籍抄本のコピー

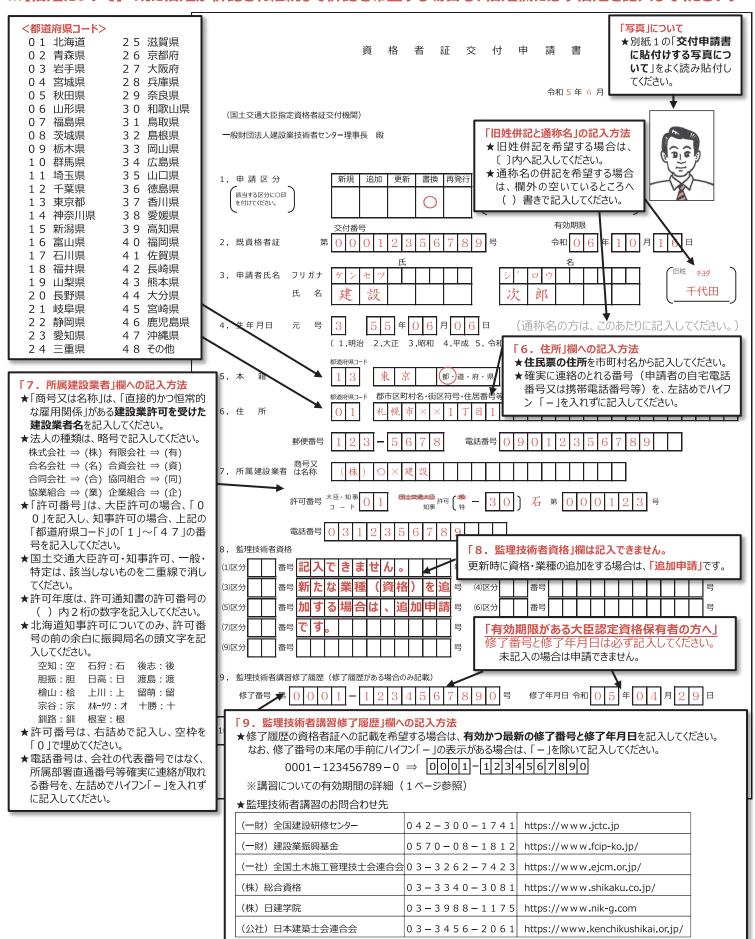
※資格者証の氏名に変更がある方が対象で、申請前6カ月以内のものであること。

(10) 「書換申請」についての確認書(別紙2参照)

書換申請の交付申請書記入例

「書換申請」は、交付から5年間有効な新たな資格者証を交付するため、変更がない項目も記入してください。 1~6までは必須、7は建設業者に所属されている方、9は任意です。(8. 監理技術者資格は記入不要)

※【旧姓について】 既に旧姓が併記され継続して併記を希望する場合も、旧姓欄に必ず旧姓を記入してください。



一般財団法人 建設業技術者センター 本部・支部・事務所一覧

本 部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア4F

お問い合わせ先

※ インターネット申込みに関するお問い合わせ先は本部のみです

TEL 03-3514-4711

※紙申請の受付・送付先は以下の各都道府県の支部・事務所です。(土日祝を除く9:00~17:00)

当センターのホームページに地図を掲載しています。https://www.cezaidan.or.jp/「監理技術者になる方へ」⇒「支部・事務所」

		3 337713
北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館4F	Tel 011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	Tel 0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	Tel 0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	Tel 017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	Tel 019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	Tel 022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	Tel 018-865-3665
山形県支部	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	Tel 023-624-6880
福島県支部	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	Tel 024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	Tel 029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933 宇都宮市簗瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	Tel 028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館3F	Tel 027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K·Sビル5F	Tel 048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	Tel 043-241-6067
東京都支部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	Tel 03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内2F	Tel 045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	Tel 025-285-4192
富山県支部	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	Tel 076-442-2188
石川県支部	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	Tel 076-242-3591
福井県支部	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	Tel 0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	Tel 055-228-3438
長野県支部	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	Tel 026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	Tel 058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	Tel 054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	Tel 052-953-0635
三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	Tel 059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	Tel 077-521-1320
京都府支部	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	Tel 075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	Tel 06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	Tel 078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227 奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	Tel 0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地 九番丁MGビル2F	Tel 073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	Tel 0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	Tel 0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	Tel 086-223-5158
広島県支部	〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	Tel 082-240-8810
山口県支部	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	Tel 083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	Tel 088-653-0150
香川県支部	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	Tel 087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0002 松山市二番町四丁目4番地4 愛媛県建設会館3 F	Tel 089-947-6385
高知県支部	〒780-0870 高知市本町4丁目2番15号 高知県建設会館3F	Tel 088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館4F	Tel 092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	Tel 0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	Tel 095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	Tel 096-366-1787
大分県支部	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	Tel 097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001 宮崎市橘通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	Tel 0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	Tel 099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	Tel 098-879-7699